

香川県立病院等事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成20年3月28日

香川県病院事業管理者 平 川 方 久

**香川県病院局管理規程第3号**

香川県立病院等事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県立病院等事務決裁規程（平成19年香川県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第6条関係）					別表第1（第2条、第6条関係）				
県立病院等	代 決 者				県立病院等	代 決 者			
	第1順位		第2順位			第1順位		第2順位	
香川県立中央病院	略	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務については総務企画課長</u> ）			香川県立中央病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する副院長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務については庶務課長</u> ）		
香川県立丸亀病院	略	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務については総務企画課長</u> ）			香川県立丸亀病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する医師である職員、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務については庶務課長</u> ）		
香川県立白鳥病院	略	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務については総務企画課長</u> ）			香川県立白鳥病院	診療業務についてはあらかじめ院長が指定する主任部長、その他の事務については事務局長	診療業務以外の事務については、事務局次長（事務局次長が置かれていないときは、 <u>服務関係事務については庶務課長</u> ）		
略					略				
略					略				
別表第2（第3条、第4条関係）					別表第2（第3条、第4条関係）				
関係事務	事 項	院長等委任	決裁区分		関係事務	事 項	院長等委任	決裁区分	
			院長等	事務局長				院長等	事務局長

			等
1 一般関係事務	(1)～(18) 略		
	(19) 国の地方支分部局の長、地方公共団体の長等に対し所掌事務に係る申請、申告、報告、届出、申出及び同意を行うこと。		
	ア	イ以外のもの	○ ○
	イ	軽易なもの	○ ○
	(20) 略		
備考			
1 白鳥病院附属津田診療所長には、(1)から(3)まで及び(10)から(20)までの事項のみを委任する。			
2 略			
2・3 略			

			等
1 一般関係事務	(1)～(18) 略		
	(19) 略		
	(20)	整備管理者及び安全運転管理者の選任及び解任の届出をすること。	○
	(21)	道路交通法に規定する以外の安全運転管理者を選任及び解任すること。	○
	(22)	二輪自動車の届出及び原動機付自転車の申告をすること。	○
	備考		
1 白鳥病院附属津田診療所長には、(1)から(3)まで及び(10)から(19)までの事項のみを委任する。			
2 略			
2・3 略			

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。